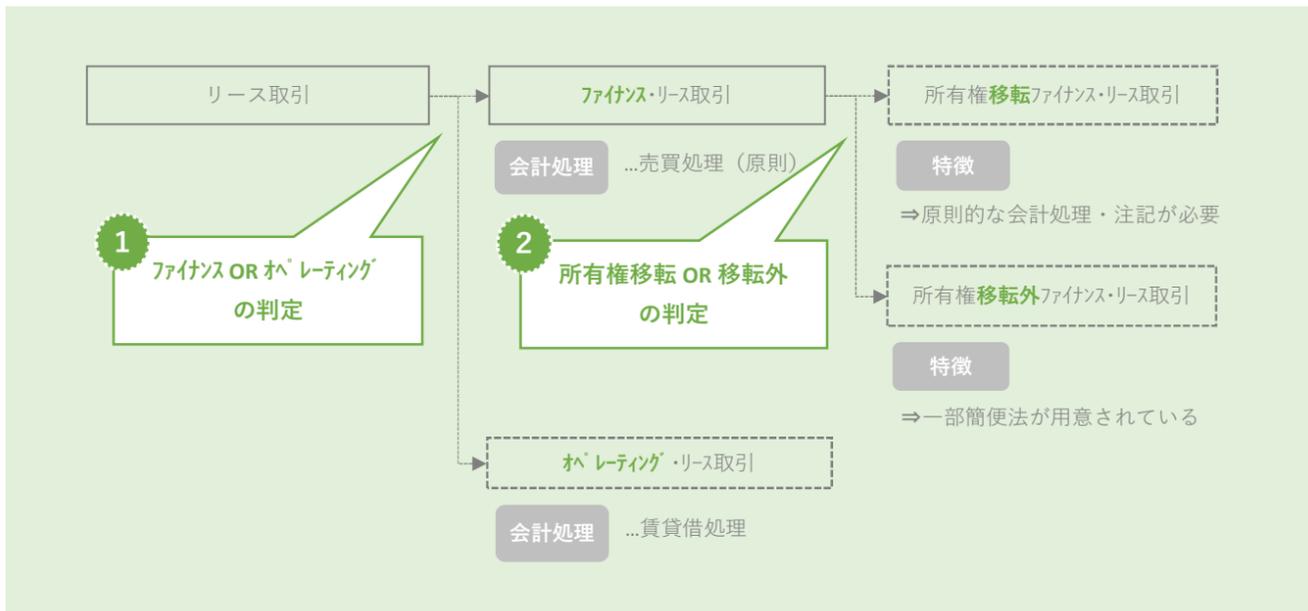


【全体概要図】

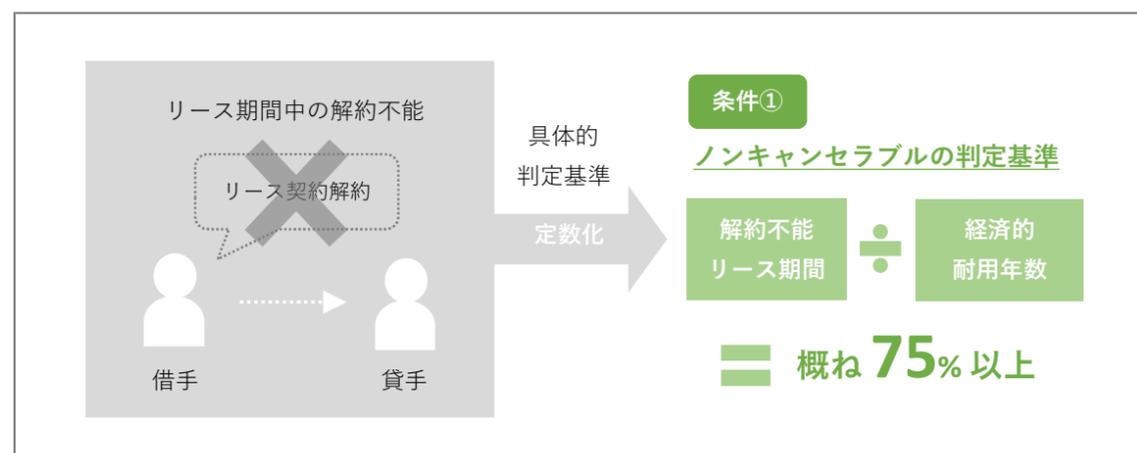


1 ファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引の分類

⇒ リース取引の内、その性質からファイナンス・リース取引に該当するか、オペレーティング・リース取引に分類するが、この分類によって会計処理は大きく方向性が変わる。リース取引の判定において、まず最初の大きな分岐点となる。以下二つの条件を両方とも満たすリース取引をファイナンス・リース取引といい、逆に、どちらか一つでも満たさないリース取引は全てオペレーティング・リース取引となる。

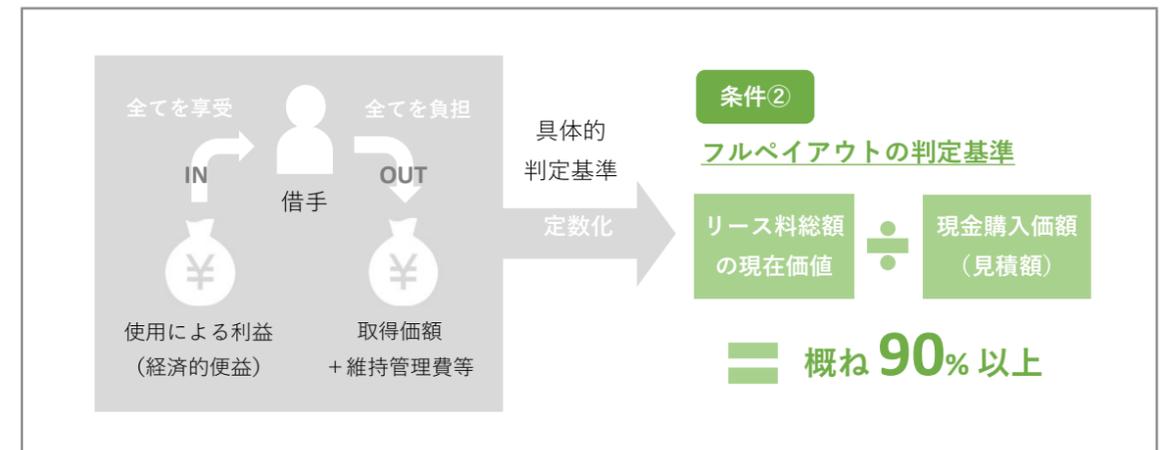
(1) ノンキャンセルابل

⇒ リース契約期間中に解約不能なリース取引をいう。
契約上解約不能が明記されているだけでなく、解約に一定のペナルティ（未経過リース料のほぼ全額を支払うなど）があるなど、事実上解約不能であるか否かを判定する必要がある。
逆にいえば、リース期間中に簡単に解約できるものはファイナンス（金融取引）の性格は薄いということである。



(2) フルペイアウト

⇒ リースの対象資産から得られるほぼ全ての経済的利益を享受することが出来るリース取引をいう。
具体的には、対象資産は使うことによる利益を全て得られるが、反面、取得価額、維持管理にかかるコストやリスクも借手が負担しているということ。言い方を変えると、自社所有の資産となんら変わらない扱いの資産であると考え、分かりやすいかもしれない。



「(1)ノンキャンセルابل」、「(2)フルペイアウト」のいずれか一方でも満たさず、オペレーティング・リース取引に該当した場合、これ以上分類を判定する必要は無い。反対に両方を満たし、ファイナンス・リース取引に該当する場合には、さらにもう一段階分類を判定する必要がある。

2 所有権移転と所有権移転外の判定

⇒ ファイナンス・リース取引と分類されたリース取引について、以下のいずれかの事実がある場合には、「所有権移転ファイナンス・リース取引」とされ、いずれの事実も該当がない場合には「所有権移転外ファイナンス・リース取引」に分類される。所有権の移転、移転外の判定では、数量基準は無く、一定の事実関係の有無により判定する。

